法規的告示

○内閣府告示第一号

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十七号）附則第四十七条第一項の規定に基づき、同項の内閣総理大臣が定める額を次のように定め、告示の日から適用する。

令和八年一月十五日

内閣総理大臣　高市　早苗

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律附則第四十七条第一項の内閣総理大臣が定める額

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十七号）附則第四十七条第一項の内閣総理大臣が定める額は、一般政府の帰属社会負担の額とする。

○こども家庭庁告示第一号

子ども・子育て支援納付金の算定等に関する内閣府令（令和七年内閣府令第九十三号）の規定に基づき、令和八年度における子ども・子育て支援納付金の額の算定に関してこども家庭庁長官が定める率及び額を次のように定めたので、同令第十七条の規定により公示する。

令和八年一月十五日

こども家庭庁長官　渡辺由美子

区分	率又は額
子ども・子育て支援納付金の算定等に関する内閣府令（令和七年内閣府令第九十三号。以下「府令」という。）第二条第一項第二号に規定するこども家庭庁長官が定める率	○・九七八八〇
府令第二条第六項の規定により読み替えて準用される同条第一項第二号に規定するこども家庭庁長官が定める率	○・九八一四四
府令第六条に規定する総報酬割概算負担率	○・〇〇二〇〇四一一
府令第八条第二項第一号に規定するこども家庭庁長官が定める額	六十二万七千四十三円
府令第十七条第一号に規定する率	○・〇〇二二〇四五二
府令第十七条第二号に規定する率	○・〇〇二三
府令第十七条第八号に規定するこども家庭庁長官が定める率	○・〇〇二三

○こども家庭庁告示第二号

子ども・子育て支援納付金の算定等に関する内閣府令（令和七年内閣府令第九十三号）附則第三条第二項の規定に基づき、同項の規定により読み替えて適用する同令第十七条第一号のこども家庭庁長官が定める額を次のように定め、告示の日から適用する。

令和八年一月十五日

こども家庭庁長官　渡辺由美子

令和八年度における子ども・子育て支援納付金の算定等に関する内閣府令第十七条第一号に規定するこども家庭庁長官が定める額

子ども・子育て支援納付金の算定等に関する内閣府令（令和七年内閣府令第九十三号）附則第三条第二項の規定により読み替えて適用する同令第十七条第一号のこども家庭庁長官が定める額は、次の各号に掲げる額の合計額とする。

一　令和八年度の各被用者保険等保険者に係る概算支援納付金の額

二　令和八年度の当該被用者保険等保険者に係る概算支援納付金の額を、十で除して得た額

○環境省告示第三号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第十五条の四の四第一項の産業廃棄物の無害化処理に係る認定の申請があったので、同条第三項において読み替えて準用する第十五条第四項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年一月十五日

環境大臣　石原　宏高

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

イ　氏名又は名称　株式会社かんでんエンジニアリング

ロ　住所　大阪府大阪市北区中之島六丁目二番二十七号

ハ　代表者の氏名　代表取締役　大久保昌利

二　無害化処理の用に供する施設の設置の場所

イ　福井県大飯郡高浜町田ノ浦一字田ノ浦一番

ロ　福井県大飯郡おおい町大島一字吉見一番一

三　無害化処理の用に供する施設の種類

ポリ塩化ビフェニル汚染物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第二条の四第五号ロに規定するポリ塩化ビフェニル汚染物をいう。以下同じ。）の洗浄施設

四　無害化処理の用に供する施設において処理する産業廃棄物の種類

ポリ塩化ビフェニル汚染物のうち、電気機器又はＯＦケーブル（ポリ塩化ビフェニルを絶縁材料として使用した電気機器又はＯＦケーブルを除く。）に使用された絶縁油であって、微量のポリ塩化ビフェニルによって汚染されたものが塗布され、染み込み、付着し、又は封入されたものが廃棄物となったもの

五　申請年月日

令和七年十一月十三日

六　縦覧場所

イ　環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制担当参事官室

ロ　中部地方環境事務所資源循環課

ハ　福井県エネルギー環境部循環社会推進課

ニ　福井県嶺南振興局若狭健康福祉センター

ホ　高浜町役場住民生活課

ヘ　おおい町役場まちづくり課

その他告示

○デジタル庁告示第二号

公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和三年法律第三十八号）第十条の規定に基づき、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条の内閣総理大臣が指定する公的給付を次のように定める。

令和八年一月十五日

内閣総理大臣　高市　早苗

一　令和七年度北海道函館市住民税非課税世帯物価高騰支援臨時特別給付金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和七年度函館市一般会計補正予算における、北海道函館市から、低所得者世帯を支援する観点から支給される給付をいう。）

二　令和七年度北海道旭川市子育て世帯生活応援給付金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和七年度旭川市一般会計補正予算における、北海道旭川市から、子育て世帯を支援する観点から支給される給付をいう。）

附　則

この告示は、公布の日から適用する。